

**【研究ノート】**

**「食品ロスの削減の推進に関する法律」  
について**

足 立 清 人

## 研究ノート

## 「食品ロスの削減の推進に関する法律」について

足立清人

## 目次

1. はじめに
2. 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の内容の概要
3. おわりに

## 1. はじめに

本稿は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)の概略を紹介するものである。日本国内に限らず、世界的に「食品ロス」が問題視され、本法律の制定に至った。

以下では、本法律の内容の概要を示し、最後に、若干のコメントを記載する。

## 2. 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の内容の概要

### (1) 背景

まだ食べることができるのに廃棄されてい

る食品のことを「食品ロス」という。日本では、生産、製造、販売、消費などの各段階で、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。その量は、毎年600万トン以上に上ると推計されており、国民1人あたり、毎日茶碗1杯分を捨てている計算になる、とされる。

「食品ロス」の問題については、2015年9月25日の国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(the 2030 Agenda for Sustainable Development)」<sup>1)</sup>で、「目標12. 持続可能な生産および消費形態を確保する(Goal 12. Ensure sustainable consumption and production patterns)」とし

て提示され、国際的にも重要な課題として認識されている。「食品ロス」については、12.3 (ターゲット) で示されており、「12.3 2030年までに、小売および消費レベルで、世界全体で1人当たりの食料の廃棄 (food waste) を半減させ、収穫後の損失を含み、生産およびサプライチェーンでの食料の損失 (food losses) を減少させる (12.3 By 2030, halve per capita global food waste at the retail and consumer levels and reduce food losses along production and supply chains, including post-harvest losses)」とされた<sup>2)</sup>。

「食品ロス」の問題は、食料の多くを輸入に依存している日本においても、早急にかつ本格的に取り組まなければならない問題であった。このような問題意識に基づいて、消費者、事業者など、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するために、議員立法で、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号)が制定され、2019年10月1日から施行された<sup>3)</sup>。

なお、2001年、循環型社会形成推進基本法<sup>4)</sup>のもと、「食品リサイクル法」(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)が制定されていた<sup>5)</sup>。本法律の目的は、「食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること」にあった(食品リサイクル法1条)。食品リサイクル法は、「食品ロス」の削減というよりも、リサイクルの促進が中心的な目的だった<sup>6)</sup>。2019年7月に、食品リサイクル法も、国際的な「食品ロス」の削減の推進に向けての動きに対応して、事業系食品ロスの削減の推進の

ために、その基本方針が新たに策定された<sup>7)</sup>。その基本理念では、新たに「食品ロスの削減」が明記され、食品関連事業者および消費者の食品ロス削減への役割を記載するとともに、食品廃棄物の適正処理の推進のために、食品関連事業者の排出事業者としての責任の徹底、関係法令の遵守の徹底について、国が継続的に周知することの必要性が明記された<sup>8)</sup>。

今後、「食品ロスの削減」は、食品リサイクル法および食品ロス削減推進法の2つの法律によって進められていくことになる。

## (2)「食品ロスの削減の推進に関する法律」の内容

(イ) 本法律の前文では、「食品ロス」の問題が、日本だけではなく、世界的な問題であることが示される。国民全体・社会でこの問題に対応していくことが重要である、とされ、さらに、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である」とされる。国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携して、国民運動として「食品ロス」の削減を推進するために、本法律が制定された、とされた。

「食品ロス」の削減への対応として、「貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供すること」が明示されている点が注目に値する。

(ロ) 本法律は、第1章 総則、第2章 基本方針等、第3章 基本的施策、第4章 食品ロス削減推進会議から成る。

第1章 総則では、1条で、「食品ロスの削減」に関し、国、地方公共団体などの責務などを明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることなどにより、「食品ロスの削減」を総合的に推進することを目的とす

ることが定められた。

本法律の定める「食品ロスの削減」とは、「まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組」をいうと定義された（本法2条2項）。まだ食べることができる食品とは、品質が劣化しておらず、安全に食べることができる状態の食品である。そのような食品は、生産、製造、流通、販売、消費いずれの局面においても発生するものであり、たとえば、規格外品、返品、売れ残り、（家庭や外食での）食べ残しなどである。そのような食品は、食品として活用することが重要である。

本法律1条に基づいて、国（本法3条）、地方公共団体（本法4条）、事業者（本法5条）、消費者（本法6条）それぞれの責務が示された。特に、国および地方公共団体は、食品リサイクル法、その他の関係法律<sup>9)</sup>に基づく食品廃棄物の発生の抑制などに関する施策を実施するに当たっては、本法律の趣旨および内容を踏まえ、「食品ロスの削減」を適切に推進しなければならない、とされた（本法8条<sup>10)</sup>。

第2章で、政府は、「食品ロスの削減」に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進の意義および基本的な方向に関する事項、食品ロスの削減の推進の内容に関する事項などを内容とする「食品ロスの削減」の推進に関する基本的な方針を定めなければならない、とされた（本法11条1項、2項）。食品ロス削減推進会議が基本方針案を作成し（本法20条2項）、内閣総理大臣が基本方針案について閣議の決定を求めることとされた（本法11条3項）。食品ロスの削減のための施策には、農林水産業、環境、教育、流通、食品衛生、消費者行政など、多数の省庁にまたがる広範な取組が含まれることから、これらの広範な施策を総合的に推進し、閣議決定により基本方針を定めることとされた。

そうして、第3章で、「食品ロスの削減」の

ための基本的施策として、①教育および学習の振興、普及啓発など（本法14条）、②食品関連事業者などの取組みに対する支援（本法15条）、③表彰（本法16条）、④実態調査など（本法17条）、⑤情報の発信および提供（本法18条）、⑥未利用食品などを提供するための活動の支援など（本法19条）が定められた。それぞれの施策について、着目すべき点について、以下、簡単に記載する。

①について、食品の必要量に応じた食品の販売および購入（量り売り、小盛りメニューなど）や、販売および購入した食品を無駄にしないための取組み（たとえば、ドギーバックの活用による外食での持ち帰りなど<sup>11)</sup>など、消費者と事業者との連携協力による「食品ロスの削減」の重要性についての理解を深めるための啓発が含まれる（本法14条2項<sup>12)</sup>。

②について、食品関連事業者などによる食品ロスの削減の効果的な推進のためには、食品の生産、製造、販売などの各段階における取組みを促すだけではなく、フードチェーン全体での解決を図る必要がある。そこで、国および地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における「食品ロスの削減」の効果的な推進を図るために、食品関連事業者などの相互の連携の強化のための取組みに対する支援に関し必要な施策を講ずることとされた（本法15条2項）。たとえば、フードサプライチェーンにおける事業者間の商慣行では、食品の製造日から賞味期限までを3分割して、納入期限は、製造日から3分の1に相当する日数を経過した日までに小売業者（スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、生協など）に納品しなければならない、販売期限は、賞味期限の3分の2に相当する時点まで、という「3分の1ルール」と呼ばれる商慣習が存在していた。この商慣習が、食品ロスの原因の一つでもある、と問題視されて、2012年に、農林水産省の支援のもと、「食

品ロスの削減のための商慣習検討ワーキングチーム」が設置されて、小売業者の納品期限緩和などの商慣習の見直しがなされた<sup>13)</sup>。これにより、スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、生協などにおいて、飲料や、賞味期限が180日以上菓子、カップ麺などの納品期限の緩和が進められている。また、賞味期限を年月日ではなく年月で表示するというような取組みも進められることになった<sup>14),15)</sup>。

⑥は、「食品ロスの削減」と、いわゆるフードバンク活動との連携を図るものである。

フードバンク活動とは、「まだ安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄付してもらい、福祉施設や支援団体、困窮世帯に無償で提供する活動のことである」とされる<sup>16)</sup>。

「フードバンクには、食品企業からだけでなく、フードドライブという活動を通して一般家庭からも食品が寄付されている。また、食品企業や一般家庭以外に、防災食品を備蓄している企業や自治体も潜在的な寄付者になり得る」。

国および地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品など、まだ食べることができる食品の提供を受けて、貧困、災害などにより必要な食べ物を十分に入手することができない者に、食品を提供するための活動（フードバンク活動）が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化などを図るために必要な施策、その他民間のフードバンク活動を支援するために必要な施策を講ずることとされた（本法19条1項、2項<sup>17)</sup>）。食品ロスの削減を図る1つの手段として、フードバンク活動を支援する規定である。たとえば、農林水産省では、食品関連事業者などからの信頼性の向上を通じて、フードバンクにおける取扱量の増加につなげるために、食品の品質確保および衛生管理、情報

管理などのフードバンクの適切な運営確保に関する手引きである「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（2016年11月公表、2018年9月改正<sup>18)</sup>）が作成され公表されている<sup>19)</sup>。

フードバンク活動への食品の提供が進まない理由として、i. フードバンク活動は、無償で寄付された食品を無償で配布する活動であるため、活動から収益を上げることが難しく、事務所、倉庫や配送用の車両など、活動に必要なインフラが整備されていないこと<sup>20)</sup>、ii. フードバンク活動に対しての社会的認知が不足していること、iii. 行政との連携が不足していること、iv. 食品の安全性の法的なリスク（食品に問題があった場合に誰が責任を負担するか、という問題<sup>21)</sup>）などが挙げられる<sup>22)</sup>。本法律19条1項、2項により、行政が、i～iiiの問題に対処するための施策を講じることが定められた。ivは、不法行為責任の法体系にも関わる問題であり、（さらには、生活困窮者支援との関わりも考えないとならないことから、）フードバンク活動への食品の提供などに伴って発生する責任の在り方に関する調査および検討を行うよう努めることと規定された（本法19条3項）。

第4章では、食品ロス削減推進会議の設置について規定されている（本法20条以下）。

### 3. おわりに

本法律および改正食品リサイクル法により、日本における「食品ロスの削減」に向けての道筋が示された<sup>23)</sup>。事業系食品ロスの削減では、フードチェーン全体の連携の強化が必要である（本法7条、15条<sup>24)</sup>）。家庭での食品ロスの削減のためには、「食品ロス」の削減についての理解と関心を広めるとともに、我われ自身の意識の変革が必要である（本法6条、7条、9条、14条、18条）。

本法律では、未利用食品などを提供するた



めの活動（フードバンク活動など）への支援（前文、本法19条）が定められた。本法律19条のいう「食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動」（フードバンク活動など）を支援していくことは、確かに、未利用商品の活用につながり、「食品ロスの削減」にも関わる。しかし、本法律前文および19条でのフードバンク活動などへの支援についての言及は、「食品ロスの削減の推進」を目的とする本法律では、少し異質な内容のように感ぜられる。フードバンク活動などは生活困窮者支援などに関わるものだからである<sup>25)</sup>。そうではあるが、本法律に、フードバンク活動などの支援に関わる条項が規定されたことは注目に値する。「食品ロスの削減の推進」と、生活困窮者支援などの活動の支援が法律で明示的に関連づけられたからである<sup>26)</sup>。

全くの門外漢である足立が本法律について紹介しようと思ったきっかけは、2020年2月からの新型コロナウイルス感染症による社会の混乱にあった。大学では、アルバイトのシフトが減らされたり、アルバイト先が見つからない学生が、生活の困窮を訴えた。学生に食材の提供をした大学もあった<sup>27)</sup>。また、社会全体を見ても、経済活動の低迷から、給与が減額されたり、職を失って貧困に陥った方がたに対して、生活困窮者支援に取り組

むNPOや慈善団体による食料提供が行われた（フードバンク、おとな食堂、こども食堂など）。コロナ禍によって、貧困問題がより明白なかたちで顕在化した。このような現状を目の当たりにして何かできることはないかと、フードバンク活動などについて調べていくうちに、不勉強ながら、本法律の存在を知った。

新型コロナウイルス感染症の世界的な影響も含め、気候変動、環境破壊、そして、貧困・格差の拡大など、国家を超えた地球規模での問題が生じている。本法律も、そのような問題に対する対策の1つである。我われが、本法律の趣旨をいかに実践していくかにかかっている。なお、フードバンクの活動については、2. で見たように、提供された食品の安全性について、不法行為上の法的責任についての検討が必要である。また、食品提供企業・提供者とフードバンクとの間での食品提供の合意（契約）についての法的な枠組みと内容の検討も必要である。フードバンクの活動は、生活困窮者支援などにも関わるものであり、社会保障法の観点からの検討も必要である<sup>28)</sup>。社会の構成員である一法学者（また当然に社会の一員）として、自分自身のできることを探して、理論的にも実践的にもコミットしていきたい<sup>29)</sup>。

（了）

<sup>1)</sup> SDGsについては、国際連合広報センター「持続可能な開発2030アジェンダ」([https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)) (2021年5月6日閲覧)を参照。SDGsの交渉過程やその全容の解説は、さしあたり、蟹江憲史「SDGs（持続可能な開発目標）」（中公新書、2020年）、南博、稲波雅紀「SDGs－危機の時代の羅針盤」（岩

波新書、2020年）を参照。

<sup>2)</sup> 本目標（Goal）は、「目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる（Goal 1. End poverty in all its forms everywhere）」、「目標2 飢餓を終わらせ、食料の保証と栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する（Goal 2. End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture）」、「目標13 気候変動とその影響

に対処するために緊急対策を講じる (Goal 13. Take urgent action to combat climate change and its impacts)』とも関わるものである。SDGsの17の目標 (Goal) は、各目標がリンクしているものであり、目標が単独で実現されるものではなく、総体的に実現が図られるべきものである。

- 3) 消費者庁「食品ロスの削減の推進に関する法律」([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/)) (2021年5月6日閲覧) を参照。本法律については、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」政策特報1593号92頁以下、「ロー・フォーラム 多様は主体の連携による国民運動を展開—食品ロスの削減の推進に関する法律」法せ64巻9号10頁、笠松珠美「法令解説 国民運動としての食品ロスの削減を総合的に推進—食品ロスの削減の推進に関する法律」時法2087号20頁、笠松珠美「弁護士のための新法令紹介 第450回 食品ロスの削減の推進に関する法律」自由と正義71巻2号36頁、「消費者庁食品ロスの削減の推進に関する法律と基本的な方針について」JAS と食品表示55巻6号21頁、消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室「食品ロスの削減の推進に関する法律と基本方針の概要」ひろば73巻7号4頁などを参照。
- 4) 環境省「循環型社会形成推進基本法」(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/kihonho/shushi.html>) (2021年5月5日閲覧) を参照。
- 5) 食品リサイクル法については、農林水産省総合食料局食品環境対策室「食品廃棄物の現状と食品リサイクル法について」ちょうせい29号2頁以下。現状は、農林水産省「食品リサイクル法」([https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/161227\\_6.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_6.html)) (2021年5月6日閲覧) を参照。本法律については、楠部孝誠「解説 食品リサイクル法とその問題点」循環と共生2号11頁以下、漆原英彦「食品リサイクル法の概要とその対応」化学工業67巻9号513頁以下、芝田稔秋「食品残渣のリサイクル—食品リサイクル法の解説—」月間廃棄物45巻9号72頁以下、牛久保明邦「食品リサイクル法の社会的背景と法の主旨」化学工業66巻5号254頁以下などを参照。
- 6) 食品リサイクル法の施行状況については、石川雅紀、小島理紗「食品リサイクル法の施行状況」食品と容器56巻7号420頁以下、森田富幸「食品リサイクル法の施行と今後おの施策」月間廃棄物28号3頁以下などを参照。
- 7) 食品リサイクル法の基本方針については、石川雅紀「食品リサイクル法見直しを振り返る」月間廃棄物45巻5号4頁以下を参照。
- 8) 野島昌浩「食品リサイクル法の政省令改正にともなう食品ロス削減などの取り組みについて」SC Japan today531号46頁。
- 9) 食育基本法など。
- 10) 自治体による取組みとして、たとえば、横浜市資源循環局3R 推進課「横浜市の食品ロスの削減の取組」ひろば73巻7号13頁以下、松本市環境政策課「みんなで減らそう“食品ロス”松本市の食品ロス削減の取組」ひろば73巻7号19頁以下、崎田裕子「外食時の『食べきり』推進と食べ残しの削減に向けて—外食事業者・消費者をつなぐ自治体の可能性」ひろば73巻7号25頁以下を参照。北海道の取組みは、北海道庁「『北海道食品ロス削減推進計画』を公表しました」([http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuiku/syokurosusuisinkeikaku\\_sakutei.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuiku/syokurosusuisinkeikaku_sakutei.htm)) (2021年5月6日閲覧)、札幌市の取組みは、札幌市役所「おうちでエコサイズ～食品ロスの削減から」(<https://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/genryo/campaign.html>) (2021年5月6日閲覧) を参照。
- 11) 環境省、消費者庁、農林水産省、厚生労働省による「飲食店等における『食べ残し』対策に取り組むに当たっての留意事項について」(<https://www.env.go.jp/press/104053.html>) (2021年5月6日閲覧)、消費者庁、農林水産省、環境省「外食時のおいしく『食べきり』ガイド」([https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/attach/pdf/170516-24.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/170516-24.pdf)) (2021年5月6日閲覧) を参照。
- 12) たとえば、崎田「外食時の『食べきり』推進と食べ残しの削減に向けて」ひろば73巻7号25頁以下、篠原愛葉、白井杏子、小林真理子、池末奈央、峯村陸斗、東郷嵩「日本の外食産業における食品ロスの削減方法に関する研究」映像情報メディア学会技術報告44巻21号9頁以下を参照。
- 13) 宮本雅宏「商慣習の見直しによる食品ロスの削減」明日の食品産業2020年9月13頁以下を参照。もっとも、これらの商慣習の見直しによる弊害もあるようである。たとえば、恵谷浩「地球温暖化と食品ロスの削減」化学装置62巻6号41頁以下を参照。  
フードサプライチェーンでの3分の1ルール

- の見直しや運用については、功刀由紀子「“食品ロス”の削減に向けて～多様な視点から～」都市清掃73巻355号64頁以下を参照。
- 14) 多様な取り組みが展開されている。たとえば、石川豊「食品ロス削減に寄与する生産・流通・貯蔵技術」JATAFF ジャーナル8巻6号4頁以下、田中好雄「容器包装の技術開発と食品ロス削減」JATAFF ジャーナル8巻6号9頁以下、澁谷尚男「MAPによる賞味期限延長と食品廃棄ロス削減効果」JATAFF ジャーナル8巻6号16頁以下、吉田存方・成田淳一「鮮度保持フィルムを活用した青果物の流通改革－北海道産ブロッコリーのアイストす輸送代替検討－」JATAFF ジャーナル8巻6号21頁以下、川島知之「エコフィードの現状と課題」JATAFF ジャーナル8巻6号26頁以下、日高伸「食品リサイクル堆肥の品質向上と利用促進について」JATAFF ジャーナル8巻6号32頁以下、岡山朋子「食品廃棄物の地域循環システム構築を目指した取り組み」JATAFF ジャーナル8巻6号39頁以下、本間基寛「気象情報を利用した食品ロス削減の取り組み」JATAFF ジャーナル8巻6号45頁以下、野島昌浩「食品産業の食品ロスの削減対策～現状と課題」食品と開発55巻6号4頁以下、植田真仁「『もったいないプロジェクト』発の商品開発による食品ロスの削減」生協運営資料314号26頁以下などを参照。
- 15) その他に、フランチャイズチェーン加盟店基本契約の見直しも必要であると考えられる。たとえば、コンビニエンスストア本部によるフランチャイズチェーン加盟店の見切り販売（値引き）の制限を理由とした独占禁止法25条に基づく損害賠償請求が争われた東京高判平成25年8月30日判時2209号10頁を参照。
- 16) 米山広明「食品ロス削減とフードバンク活動の推進に向けて」ひろば74巻7号39頁。
- 17) たとえば、朝日新聞 DIGITAL ウェブサイト（2021年4月22日）「政府の災害備蓄品 年20万食、捨てずに生活困窮者へ」（<https://www.asahi.com/articles/ASP4Q56HRP4PUTIL03X.html>）（2021年5月6日閲覧）のようなニュースが見られた。
- 18) 農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf)）（2021年5月6日閲覧）。
- 19) 農林水産省でのフードバンク活動への取組みは、農林水産省「フードバンク」（[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-9.pdf)）（2021年5月6日閲覧）を参照。本 PDF の12-16頁には、フードバンクへの食品譲渡の合意書のひな型が示されている。
- 20) 石川雅紀「食品ロスの削減と課題」ひろば74巻4号56・57頁を参照
- 21) 石川「食品ロスの削減と課題」ひろば74巻4号55・56頁，57頁を参照。
- 22) 米山「食品ロス削減とフードバンク活動の推進に向けて」ひろば74巻7号40頁以下を参照。
- 23) 農林水産省プレスリリース（2021年4月27日）（<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/210427.html>）（2021年5月6日閲覧）によれば、平成30（2018）年の食品ロス量は、前年度より約12万トン減少した。
- 24) 石川「食品ロスの削減と課題」59・60頁の食品ロス削減についての提言－売れ残り商品のマッチング・サービス－は参考になる。
- 25) 実際のフードバンクの活動の様子や問題点については、佐藤順子「日本におけるフードバンク活動の現在」福祉教育開発センター紀要3号201頁以下、原田佳子「食品ロスの実態とその原因－フードバンクの活動の実践を通して－」春季研究交流集会報告要旨集（2018年）18頁以下、今村主税「食品ロスの削減と格差解消に向けてのフードバンクの課題－フードバンク山口の実践活動を通して－」山口県立大学学術情報12号97頁以下、米山けい子「食品ロス削減に向けたフードバンクの取り組みと子どもの貧困」明日の食品産業2020年9月 17頁以下などを参照。
- 26) フードバンク活動の課題に対する提言としては、米山「食品ロス削減とフードバンク活動の推進に向けて」ひろば74巻7号41-43頁、石川「食品ロスの削減と課題」ひろば74巻7号60・61頁を参照。フードバンク活動などへの支援を、企業や自治体の ESG 評価の一つとすることも考えられる。
- 27) 2021年1月、筑波大学では、近隣の企業や農家から提供された食料を在学生在に無料配布した（筑波大学「『新型コロナに係る学生への食料支援事業』についてのご報告」（<https://www.tsukuba.ac.jp/news/20210129113653.html>）（2021年5月6日閲覧）を参照）。また、大学としての取り組みではないが、北海道では、「北海道の人、暮らし、仕事。くらしごと」ウェブページで、北海学園大学の教員の呼びかけで



「困ってる学生さんを救うプロジェクトへご協力をお願い」(<https://kurashigoto.hokkaido.jp/information/20210119130000.php>) (2021年5月6日閲覧) が展開されている。

<sup>28)</sup> その他、食品を提供する企業の社会的責任 (CSR 責任) の問題や、フードバンク団体の団体法 (NPO 法) 上の問題などとも関わる。また、フードバンク活動などをいかに持続可能なかたちで継続していくか、という経営上の問題も検討が必要である。さらに、「食品ロスの削減の推進」は、そもそも、環境法とも関連がある。

<sup>29)</sup> 本稿公表の意図について記しておく。新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度の講義は、ほぼオンラインで展開された。学生たちは、講義で出された課題に、購入した教科書や CiNii Articles で検索してダウンロードした資料を参考に取り組んだ。学生たちは、2020年度のオンライン講義の経験から、CiNii Articles での資料検索や、各大学の学術情報リポジトリから、講義や学問のための資料を調達できることを学んだ。実際、2020年度の講義で、足立が提出した課題に、拙稿を参考資料として挙げてきた回答やレポートが散見された。学生たちは、所属大学の教員が発表した原稿を確認しているのである。このような実感から、学生たちにも本法律の存在を知って欲しいと思い、拙稿を公表した。